



7 2001

東海・北陸ブロック事務局代表者会議 ~ 岐阜市 ~ (記事・3頁)



岐阜県
中小企業団体中央会
岐阜市藪田南5丁目14番53号
岐阜県県民ふれあい会館12階
毎月15日発行
購読料 年間1,500円(1部125円)
発行人 森本安彦
事務局直通電話
管理調整 予-A058-277-1100(代)
広報振興 予-A 058-277-1101
組織指導 予-A 058-277-1102
調査労働 予-A 058-277-1103
情報企画 予-A 058-277-1104
事務局FAX番号 058-273-3930

||||| 主な記事 |||||

第53回全国大会要望事項「ブロック案」まとまる 2~7
組合の取り組み 県自動車車体整備協(県建具工業協ほか) 9
中央会の関係各団体が総会開催 海外レポート(WV州) 10
五月の景況調査 11 支所だより 12
二〇〇一暑中見舞広告 16~23 事務局だより 13



時の課題

政府の経済財政諮問会議
は、このほど「経済財政運営
の基本方針(骨太の方針)」
の素案を発表した。
これは、「聖域なき構造改
革」を掲げる小泉内閣の羅

針盤とも言つべきものである。
それによると、今後二、三年を日本経済の「集中
調整期間」と位置付けて、平均〇パーセントないし一
パーセント程度」の低成長を容認し、郵政三事業及
び特殊法人の民営化など七つ
の改革プランを実施して、民間
主導の成長実現を目指すとい
われている。

途が限定されている特定財源の見直しも進められる。
このような改革方針が示される中で、先に発表さ
れた一〜三月期の国内総生産(GDP)は、実質で前
期比〇・二パーセント減、年率換算で〇・八パーセ
ント減となり、二、四半期ぶりにマイナス成長とな
った。

骨太の方針

企業と消費者が主役

さらに、雇用不安も深刻化
している。全国の完全失業率

特に、構造改革と経済の活
性化では、産業再生と不良債権問題の一体解決を
目標として掲げている。
また、社会保障改革では、高齢者の医療費総額の
伸びを抑制する新たな枠組みが構築されている。

(五月)は、四・九パーセントと過去最悪の状況であ
る。不良債権処理に伴つた失業者が十三万人、十九
万人と推計されているが、「ひとけた違つ」という見
方もある。

さらに、地方分権・地方自立の見地から、地方交
付税を見直して、国から地方への「税源委譲」を検討
するなど、地方の均衡ある発展を重視する考え方
から、個性ある競争による活性化への発展の転換を
示している。
また、公共投資関係の予算を見直し、道路など使

「民間にできるものは民間に任せる」といのが今
回の改革である。
「政府頼み」の時代は終わったのである。これから
は企業と消費者が主役である。
本当の厳しさはこれから始まる。現実をしっかりと
見つめ、「知恵」と「衆知」が今こそ求められている。

愛知・三重・石川
富山・岐阜の5県

東海・北陸ブロック案まとめる

第53回全国大会(長野県)への要望事項

東海・北陸ブロック事務局代表者会議

岐阜県中央会は、七月五日に、東海・北陸ブロック事務局代表者会議を岐阜キャッスルホテルで開催した。愛知・三重・富山・石川・岐阜の五県で構成され、今年度は岐阜県が主催した。同会議では、毎年開催される、中小企業団体全国大会の国等への要望事項として、各県から寄せられた業界要望事項について意見交換・討議し、「東海北陸ブロック要望事項案」として取りまとめた。

東海・北陸ブロック事務局代表者会議



正副委員長合同専門委員会



会議には、全国中央会から山本頁常務理事、加藤篤志情報部主幹が出席、五県からは専務理事、事務局長など二十四人が出席。岐阜県中央会の森本専務理事が座長を務め、景気対策や中小企業対策、金融・税制、労働、情報化等に関する各県要望事項について意見交換・討議した。

なお、岐阜県中央会では、この会議に提出するための、岐阜県案について六月二十六日の、正副委員長合同専門委員会で討議し、承認を得ている。

この事務局代表者会議で修正・追加した要望事項については「東海・北陸ブロック要望事項案」として取りまとめ、全国中央会へ提出した。

主な出席者は次のとおり。

愛知県中央会 柴田茂専務理事ほか二名 三重県中央会 牛場伸夫専務理事ほか一名 富山県中央会 大角寛治専務理事ほか一名 石川県中央会 河内宏専務理事ほか一名

国等に対する要望事項

〔東海・北陸ブロック案〕

総 合

1、景気回復のための中小企業対策・予算の拡充

わが国経済は六月の経済報告によると、「悪化しつつある」と五月連続下方修正され、補正予算を求める声も出ている。このような背景の中で、個人消費は伸び悩みの状態が続ぎ、デフレ化の現象が顕著に表れている。完全失業率も高い水準で推移するなど先行き不透明感がいまだ払拭されておらず、特に中小企業は一段と厳しい状況が続いている。

活力を引き出すため、切れ目のない機動的な景気対策を引き続き強力に推進すること。

(二)中小企業対策・予算
中小企業が、経営革新や創業新規事業の創出に積極的に取り組む、わが国経済のダイナミズムの源泉としての役割を現実にも果たしていくためには、国等のキメ細かな配慮と財政的支援が必要である。このような下で、経営革新や創業、新規事業創出に積極的に取り組み、発展基盤の形成・強化を図ろうとする中小企業への強力な支援をはじめ、中小企業施策の抜本的な強化を図るため、中小企業対策予算の大幅な増額を図ること。

このような厳しい経済環境のなかで、中小企業が健全な発展を遂げるためには、ITへの対応をはじめ、経営革新や創業・新事業展開、ものづくり基盤の強化、物流システムなど新たな課題の解決に向け、自助努力することは勿論であるが、平成十四年度予算編成に当たっては、積極的な中小企業対策予算の編成を図ること。

(三)中小企業支援策の拡充
経済のグローバル化、IT社会の進展等、経済環境は従来の企業行動を継続していくことが不可能となっており、企業の生

(一)景気対策の推進
デフレといわれる景気低迷からの早期脱却に向けて、特にその牽引車となるべき中小企業の

また、地方財政が逼迫している折から、国庫負担比率の見直しや地方交付税に中小企業対策枠を設けるなど地方の財源対策に配慮すること。

産構造 流通構造等あらゆる経済活動について構造改革が不可欠な状況にある。

まさに「構造改革なくして景気回復なし」の状態であり、特に企業の九九・七%を占める中小企業にとっては変革への対応が重要課題である。

これを遂行するには、経営基盤の弱い企業単独では不可能であり、連携組織を含めた中小企業組合を活用することが最も効果的であり、従来の構造改善事業から一歩抜け出し、業種間の

利点を生かし、垣根を取り払った多面的連携による業種、業界ぐるみによる構造改革への対応施策を創設すること。

2、中小企業に配慮した構造改革の推進

構造改革の推進にあたっては、創業間もない、あるいは経営革新新途上にある経営基盤の弱い中小企業への影響や雇用の動向などの実体に則し、中小企業本来の活力を発揮し、企業が成長分野へ速やかに取り組んでいけるよう十分配慮すること。

3、下請代金支払遅延防止法の適用拡大
下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的に下請代金

支払遅延防止法を特別法として定め、公正取引委員会が対処しているが、対象業種は製造業であり、建設業は対象となっていない。近年の建設業界は建設投資が低迷する中、建設業者数が増加するなど大きな構造変化の中にあり、元請・下請関係の適

正化が大きな課題になっている。このため、下請代金支払遅延防止法の適用業種の範囲並びに親事業者、下請事業者の資本金の額の制限の拡大を図ること。

また、構造改革に直面している下請中小企業に対する支援策の強化を講ずるとともに、下請取引の適正化及び改善について親企業への指導・監督機能の強化を図ること。

4、中小企業の官公需受注機会の確保

中小企業の官公需受注の増大を図るため、官公需適格組合制度及び中小企業組合の積極的活用について、発注機関への周知徹底を図るとともに、毎年閣議決定される「国等の契約の方針」の実効を確保すること。

また、契約にあたっては適正価格の確保に努めること。

5、中小企業の実態を踏まえた会社法制の見直し

法制審議会が取りまとめ、先般公表した商法等改正「中間試案」には、中小企業の柔軟な経営に資する改正点がかなり盛り込まれているものの、計算書類の開示に関しては、中小株式会社の実態を無視した規制強化が打ち出されている。

すなわち、現行商法では、株式会社は「官報又は日刊新聞紙」に「貸借対照表又はその要旨」を公示することとされているが、中小株式会社に於いてはその実施状況が極めて低い中で、中間試案では法務省が新たに構築する計算書類の公開システムの提供・公開を義務づけることと、公開すべき書類の範囲についても、公開すべき書類の範囲を拡大することとされている。

これは、多数の株主や債権者が存在する大会社を念頭に検討されている内容を、株主や債権者が通常極めて少数である「非公開型中小会社」に対しても実態を無視して強制するものであり、こうした考え方やこれに伴う事務負担増は到底中小企業者の理解を得られるものではない。

6、地域中小企業振興の対策の拡充

地域経済の自律的發展を支援するため、地域産業集積活性化法に基づく施策等の充実、自然・伝統文化等の地域資源を生かした産業の振興策の充実など、地域中小企業の振興対策(伝統産業の雇用確保、技術の保存、継承等職人の地位向上等を含む。)の一層の拡充を図ること。

7、融資制度の拡充と制度改革

中小企業の構造改革を促進するため、経営革新、新事業展開及び経営基盤強化が円滑に推進できるよう、研究開発等のリスク投資に対する助成金や融資制度を拡充するとともに認定基準の緩和を図ること。

また、IT分野の高速化、安

価なインフラ整備及び普及推進割高な電力料金の更なる引き下げ措置、介護、福祉分野における新規参入の容易化、新市場開拓に資する制度改革を強力に推進すること。

8、受益者負担率の軽減

中小企業連携組織対策事業、中小企業経営資源強化対策事業における補助事業実施の際の受益者負担率(現行1/3)については、中小企業組合では重い負担となり、事業意欲はあるものの資金面での制約上実施に至らないケースも見られるため、受益者負担率の低減を図ること。

9、中小企業連携組織対策と中央会指導体制の強化

産業構造の急速な変化等により増大する中小企業の組織化ニーズ(緩やかな連携を含む。)に対応するため、中小企業連携組織対策予算を拡充するとともに、中小企業の多様なニーズに対応できるよう中央会指導員の資質向上を図るほか組織化政策の推進の核となっている中央会がその指導機能を十分に果たせるよう万全の措置を図ること。

10、中小企業組織化対策の充実

中小企業組合制度を創業等に

中小企業組合制度を創業等に

より活用しやすくするため、認可行政庁を組合の主たる資格事業の所管行政庁に一元化する。設立時の最小組合員数の要件を三人現行四人とする。個人創業の手段として有力な企業組合の認可について認証に近い運用をする等の改善を図ること。

11、商工組合支援施策への充実
商工組合のカルテル事業の廃止に伴い、商工組合制度が、社会的に一層積極的な対応が要請されつつある環境・リサイクル・エネルギー・安全等の問題に対して業界ごとの円滑な取り組みの推進役としての役割」などにシフトされつつある。

そこで、業界を代表し、指導的機能を有する商工組合が新たな役割を進めていくためにも、商工組合への支援施策(調査・研究・研修・事業化等)などを一層充実すること。

さらに、公正取引委員会においては、リサイクル等に対する共同の取り組みについて、独占禁止法上の指針を作成中であるが、リサイクル問題だけでなく、環境問題及び安全への対応等社会的要請に対して事業者が取組みを求めている問題に対しては、事業者個々よりも共同で行つこ

とが必要かつ効果的であるため、その取り組みについては、独占禁止法の適用除外とすること。

12、商工組合に対する県知事委任権限の拡大

中小企業団体の組織に関する法律の改正により、商工組合がカルテルを実施するための組織から、環境リサイクル・安全問題、経営革新等の業種ごとに効率的に取り組むための組織として位置づけられた。また、商工組合に係る権限の委任は概ね県知事に委任されているものの、法及び省令により、事業 名称 組合員資格の定款変更については地方経済産業局に未だ協議する旨定められている。特に今回法改正に伴い、商工組合の事業変更を行う上で、地方経済産業局との協議は事務的に煩雑であるため、事務手続きの簡素化並びに県知事の委任権限の拡大を図ること。

13、青年部・女性部への助成措置・拡充強化
中小企業並びに中小企業組合の活性化を図るため、組合青年部に対する助成措置を拡充・強化するとともに、女性経営者育成及び女性部育成のため、強力な施策を講ずること。

14、中小企業の技術レベルアップ

平成十一年六月十八日に、ものづくり基盤技術振興基本法」が制定され、ものづくり技術の研究開発、ものづくり労働者の確保等、ものづくり基盤産業の育成などの振興策が定められ積極的に展開されているが、更なる中小企業の技術レベルアップに対する支援、強化を講ずること。

15、中小企業組合士の地位向上
全国中小企業団体中央会が、昭和四十九年度より実施している、中小企業組合士制度は、組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与している。しかしながら、他の資格制度に比べ、社会的地位も低く、資格保有者の誇りも薄い状況にあり、現在のような厳しい経済環境の中で、中小企業者が生き延びていく上で、組合組織並びに組合士の果たす役割も重要になってきている。

このため、中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、「中小企業組合士制度」を国の認定制度にする」とともに助成策を講ずること。

16、中小企業倒産防止共済制度の拡充
中小企業のセーフティネットとしての中小企業倒産防止共済

制度の重要性に鑑み、制度の拡充及び共済貸付手続きの簡素化等迅速な運用を図ること。

金融

17、中小企業金融対策の充実

(一)超低金利時代に中小企業救済のための低利な融資が有効に実施されておらず、政府系金融機関の貸付制度について資金量を十分に確保するとともに、実効ある中小企業金融対策を恒久的に講ずること。

(二)政府系中小企業金融機関は、融資手続き等において、中小企業の現状に即したきめ細かい対応に、より一層努力すること。

(三)金融機関は、経営革新支援法に基づく融資に対して、事業計画が行政機関の承認を受けていることから、担保要件等に特別の配慮をすること。

(四)ペイオフの実施にあたっては、信用組合等の地域金融機関の融資余力の低下等により、中小企業の資金調達に悪影響が生じることのないよう、事前の環境整備に万全を期すること。

(五)信用収縮等により中小企業の資金調達に支障が生じないよう、民間金融機関の貸し渋り等に対する是正指導を引き続き強力に行つこと。

(六)中小企業の資金繰りが悪化していることから、政府系中小企業金融機関への政府出資、財政投融資を大幅に増額し、貸付資金量を十分確保するとともに、融資制度の一層の充実強化を図ること。

18、金融機関への指導の強化
金融機関の保有する不良債権の早期処理と責任の明確化を図ると同時に、不良債権処理に伴うしわ寄せにより、中小企業への融資条件が厳しくなっていることから、貸し渋り等に対する是正指導を継続的に行うこと。

19、政府系金融機関の見直し
現在ある政府系金融機関(日本政策投資銀行 国際協力銀行 国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 中小企業金融公庫 住宅金融公庫 公営企業金融公庫 商工組合中央金庫)として二銀行・六公庫・一金庫がある。

現内閣では、政府系金融機関の一元化・見直しを検討し、その組織形態の見直しの手順として、第一段階として、株式会社の形態で政府が一定の株式を保有する特殊会社への移行、将来的に完全民営化 などの構想がある。しかし、商工組合中央金庫は、

協同組織金融機関としての特質を持ち、政府出資の基盤に中小企業組合及び組合員企業に対する政府系金融機関として重要な役割を果たしている。もし、商工組合中央金庫が一元化、民営化されることになれば、資金調達困難な中小企業の金融に支障が生じるばかりか、中小企業の組織化の推進にも重大な影響を及ぼすと考えられるので、十分に配慮すること。

20、中小企業信用保証制度の充実強化

金融機関の再編や不良債権の早期処理は、金融システムの安定と構造改革の円滑な対応を図る上で必要なことであるが、一方で金融機関が中小企業に対する選別融資を強めたり、リストラに取り組む大企業等と取引関係にある中小企業にも大きな影響をもたらすことから事業継続に懸命に取り組んでいる中小企業に悪影響が及ぶことのないよう、中小企業金融・信用保証制度の弾力的運用をはじめとする所要の金融セーフティネット対策を講じ万全を期すこと。

21、代理業務の要件緩和と拡大
協同組織金融機関としての信用組合が、地域中小企業の要請

に積極的に応えらるるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、政府系中小企業金融機関の代理業務並びに国庫歳入金金の収納業務取扱について要件を緩和、拡大する措置を講ずること。

税制

22、法人事業税への外形標準課税導入反対

法人の賃金、資産を課税標準とする外形標準課税については、「賃金課税」であり、中小企業経営・投資、雇用の創出等を抑制し、経済活力を削ぐ、黒字法人赤字法人に関係なく大多数の中小企業にとって課税強化となる

国際的な潮流に逆行する。特に中小企業にとっては、煩瑣な申告手続などの負担が極めて大きいなどの問題点があり、我が国経済への悪影響を及ぼすためその導入は絶対に行わないこと。

23、企業における事業承継税制の更なる拡充

中小企業にとって、後継者への事業承継を円滑に行うためのより一層の改善ができるよう、次の措置を講ずること。

(一)相続税・贈与税の最高税率の引き下げと税率構造の緩和

(七〇% 五〇%)に。

(二)生前相続特例制度(贈与税の納税猶予制度)の創設。

(三)自社株式評価方法に収益還元方式を導入。

(四)中小同族会社の留保金に係る重課税制度の廃止。

24、固定資産の評価の見直し

地下が下落しているにも関わらず、税負担が上昇するという現行の固定資産税を抜本的に見直すとともに、固定資産税評価額の評価水準の引き下げ並びに評価替えの回数を増やすなど、

現下の地下推移を反映させる評価システムに改善すること。

25、パソコン等電子計算機の耐用年数の短縮

中小企業の情報通信機器導入に際し効果を上げた「特定情報通信機器の即時償却(パソコン減税)」は平成十三年三月三十一日より廃止となり、電子計算機の耐用年数が六年から五年又は四年に短縮されたものの、中小企業の情報通信機器導入に際し、「特定情報通信機器の即時償却」ほど効果が期待できない。

IT化促進のためにも、即時償却制度の復活又は耐用年数の更なる短縮を図ること。

なお、今後とも情報通信機器の導入は不可欠であるため、関連租

税特例措置の延長等施策の拡充並びに新制度の導入等を図ること。

26、中小企業税制の一層の拡充

中小企業の経営基盤の強化と活力の増進を図るため、次の中小企業税制の一層の拡充を図ること。

(一)法人税の中小企業軽減税率の適用所得限度額(現行八百万円)は、昭和五十六年度から据え置かれたままになっており、中小企業の活力ある事業活動の展開を積極的に支援する観点から、限度額を引き上げること。

(二)退職給与引当金は、負債性の引当金であり、その累積限度額は期末退職給与の要支給額の二〇%であるが、その損金算入される率の引き上げを行うこと。

(三)事業協同組合等が、平成十三年三月三十一日までの間に終了する事業年度において、その所得の全部又は一部を保留したときは、期末利益積立金額(当該事業年度で保留した金額を含む。)が出資総額の四分の一に達するまで、一定金額を損金に算入することができるが、内部留保を高め、経営基盤を充実するために、積立金額を出資総額に達するまでの金額とするとともに、損金算入できる比率を更

に引き上げること。

(四)中小企業の事業活動を活性化させるため、法人住民税の法人税割の標準税率を引き下げるとともに、協同組合等の赤字法人均等割課税の軽減を図ること。

(五)我が国経済の活力の源泉である中小企業が自立的経営の基盤強化を図るため、経営の革新や創業・新事業進出を積極的に展開する上での優遇税制の更なる見直しを図ること。

(六)指定都市等で課税されている事業所税は、課税対象からみて固定資産税と二重課税の性格が強く、かつ、課税主体が地域的にみて偏在している。公平な税負担という視点からも疑問があり、速やかに廃止すること。

(七)中小法人の軽減税率の適用所得の引き上げ、中小企業組合税率の引き下げを行うこと。

27、特例措置及び軽減措置

団地組合等が、組合員の土地・建物を一時的に取得する場合、登録免許税、不動産取得税の特例措置・軽減措置を講ずること。

また、中小不動産業者が土地・建物等の所有権の保存登記、移転登記及び抵当権の設定登記を行う場合、登録免許税、不動産取得税、印紙税について廃止も

含め負担軽減を図ること。

28、技術研究組合等に対する支出金の特別償却
中小企業組合等の経営基盤強化を図るためには、新技術・新商品を開発することが求められている。

その技術研究用資産取得のための費用又は負担金を支出した場合には、支出時に損金又は必要経費に算入できる措置が、十四年度末に期限を迎えるため、新技術開発促進のためにも恒久的な措置とされたい。

近代化・高度化

29、高度化資金貸付事業の弾力的運用と創設
中小企業高度化事業について、次の措置を講ずること。

(一)貸付利率の引下げ、無利子制度の拡充を図ること。
(二)貸付手続きの簡素化、迅速化を図るなど、融資条件の改善を図ること。

(三)既往借入に係る最終返済期限の延長、金利低減の適用など、弾力的な運用を図ること。
(四)都道府県負担分を起債対象事業として認めるよう改善措置を図ること。

(五)高度化団地組合における個別企業向け貸付制度(直貸し)

を新たに創設すること。

商業・流通

30、中小小売商業対策の拡充強化
魅力ある商店街・商業集積づくり推進のための支援策を一層強化するとともに、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の「街づくり三法」を活用して、空洞化する中心市街地の商業機能の活性化、良好な都市環境の確保を図るための抜本的かつ総合的な中小小売商業振興、活性化対策を講ずること。

(一)TMO計画の策定から実施に対し、地域特性を踏まえた強力な支援措置を講ずるとともに、市町村における「まちづくり条例」の制定を促進すること。
(二)TMO計画により計画的な街づくりを推進するためにも、農地等を含めた総合的な土地利用の法制を確立すること。

(三)中小小売商業者(組合)と地域住民が一体となって取り組む環境、リサイクル、福祉、高齢者等に対応する事業に対し、支援策の拡充強化を図ること。

31、共同店舗指導体制の強化
地元主導型共同店舗は、県外大型店の影響を受け、大変深刻な事態に陥っており、空き店舗

対策や活力ある店舗運営のため一定条件における員外利用の弾力的な運用並びに商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業等の拡充強化を図られたい。

32、取引慣行の適正指導の強化
公正競争・取引を阻害する不当販売、ダンピングや過大広告を公正取引委員会は厳しく監視するとともに、中小企業の経営を圧迫する要因となっている大型店等による不公平な取引慣行について実態を把握し、適切な措置を講ずること。

33、共同化による流通業務効率化促進への支援施策の拡充・強化
中小企業の更なる物流の効率化、適正な流通コストへの是正を図るため、事業協同組合等に対する支援及び助成を含めた抜本的な流通合理化施策を打ち出すとともに、中小企業流通業務効率化促進法の手続の簡素化等弾力的な運用を図ること。

また、中小小売業に対する魅力あるリテールサポート機能の発揮、情報武装化、自社製品の開発、新業態開発などに対する支援施策を一層強化すること。

34、中小企業労働対策の充実
中小企業の雇用促進を図るた

めにも、次の措置を講ずること。
(一)雇用形態の多様化を進め、高齢者、女性が社会参加しやすいように勤労者の雇用・就労の機会を大きく創出すること。
(二)中小企業における雇用機会創出のための支援強化として中小企業が構造改革に適切に対応できるような施策の充実を図ること。
(三)中小企業における雇用のミスマッチを解消し、在職者等の職業能力を向上するため、職業訓練制度の拡充強化及びインターンシップの促進等を図ること。特に、中小企業に対するIT関連の教育訓練に関する支援策を積極的に講ずること。
(四)定年延長・再雇用等高齢者の雇用機会確保のため、事業主が行うべき諸条件の整備等に関し必要な支援措置を講ずること。また、高齢者自らが行う事業創出についても、支援措置の拡充を図ること。
(五)就業ニーズの多様化やサービス経済化の高まりを背景に、パートタイム労働者の存在意義が単なる補助的、短期的な労働者という位置づけから主戦力的な労働者と考える中小企業が増加している。これに対応し、パー

トタイム労働者の円滑な確保を図るため、パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額を大幅に引き上げること。

(六)労働移動が円滑に行われるよう教育訓練施設の更なる拡充を行うとともに雇用保険の抜本的改正、年金、健康保険制度の見直しなど雇用面のセーフティネットを構築するため万全を期すこと。

(七)中小企業からの離職の場合、事業主負担による再就職援助が困難なことから、助成率の引き上げ、事務手続きの軽減を図ること。又、雇入れ従業員を対象を常用雇用に限定しないなど弾力的な取り扱いをすること。

35、外国人実習生に対する社会保険等の適用緩和
外国人研修生の受入れが全国的に行われているが、現在、研修生から実習生に移行すると事業主と雇用契約を結び社会保険労働保険をかけることとなるが、実習制度は二年間の時限で、実習生は帰国することとなるが、

技能実習生は日本人と同様に雇用保険、厚生年金等社会保険に加入しなければならぬ。厚生年金も帰国後の手続で返還は可能であるが、本人掛金の何割か

が払い戻されるだけである。

そのため、事業主及び実習生にとつて社会保険・労働保険の掛金は負担となるため、特例を設け、軽減措置を図るか適用除外とすること。

36、各種助成制度の充実と事務手続の簡素化
各種助成金制度の充実と申請手続きの簡素化及び各種制度の周知を積極的に行うこと。

37、産業別最低賃金の廃止
地域別最低賃金が、その機能・役割を十分果たしてきている今日、産業別最低賃金は屋上屋下、かつ設定趣旨が不透明であることから廃止すること。

38、中小企業に配慮した雇用保険制度の見直し
雇用保険の見直しに当たっては、中小企業に新たな負担を強いることのないよう十分配慮すること。

39、労働時間短縮
週所定四十時間労働制の定着を推進するため、中小企業の実態を十分に把握し、労働時間の短縮が自主的に行えるよう環境整備を図るとともに、法の趣旨を踏まえ取引慣行の是正等普及啓蒙活動を行い、現行の特例措置については、特例対象業種の特性を踏まえ、現行の水準を維

持・存続すること。

情報化

40、IT革命への積極的な対応のための支援の強化
先に制定された「中小企業IT化推進計画」を着実に実現するために次の措置を講じること。

(一)中小企業組合等の連携組織を活用した取組みが効果的であり、高速で安価なインフラの整備等、一層の支援を図ること。
(二)中小企業者及び従業員の人材育成には情報リテラシーの向上が不可欠であり、とりわけ中高年従業員の情報化対応力の強化が求められる。

このため、参加しやすい形態での研修会の開催、業種特性に対応したカリキュラムの策定等支援施策の一層の充実強化を図ること。

(三)インターネットビジネスが急速に進展する中で、中小企業がIT革命や電子商取引への確に対応できるように支援策等の一層の充実・強化を図るとともに、税制・金融上等における優遇措置を講じ、事業の経営革新が速やかに図れるよう総合的な支援を講じること。

(四)中小卸売業者が流通構造の急激な変化に的確に対応するため、リテールサポート、商品開

発、電子商取引を活用した新業態開発等を実現していくための支援措置を拡充・強化すること。

41、組合等情報化促進施策の充実
中小企業のIT対応を促進するため、組合等情報化助成策の一層の充実強化を図るとともに、中小企業等の情報化促進対策の一環として、中小企業等の身近な情報化事例として、また、体験の機会としての効果が大きい

ため、中小企業組合等の情報化促進のためのコンピュータ等情報関連機器の導入に対する助成制度を設けること。

環境

42、環境対策の充実強化
地球環境保護や安全対策に係る社会的規制が急速に強化される中で、中小企業が環境・安全問題に円滑かつ的確に対応できるよう、次の措置を講じること。

(一)事業協同組合等が共同で運営する産業廃棄物処理施設、リサイクル施設等の技術開発に対し、従来の創造技術研究開発費補助金制度、省エネ・リサイクル支援法等支援施策の充実整備を図ること。

(二)一般公害防止用設備、再商品化設備、特定再生資源利用製

品製造設備、再生資源利用製品設備、廃棄物再生利用設備取得のための固定資産税を軽減すること。

(三)各業界組合が取り組む廃棄物の資源化事業等に対する補助金制度を創設すること。

(四)地方公共団体等による産業廃棄物の最終処分場の確保・設置を強力に支援すること。

(五)環境保全型の製品開発等に積極的に取り組む中小企業に対し、技術開発支援や設備投資資金等の助成など支援策を強化すること。

(六)中小企業が、環境・安全問題への対応を円滑かつ的確に実施できるよう一層の予算・金融・税制措置を講ずること。

(七)既存製品との調和を図りつつ、リサイクル製品の需要拡大を促進すること。

43、循環型社会形成推進基本法における基本計画の早期策定
容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など種類別個別法の先行実施にともなう消費者や事業者の責任意識に温度差が生じ、3R(リユース、リデュース、リサイクル)意識の浸透も遅れ気味である。束ね法である循環型社会形成推進基本法による基本計画を

一刻も早く策定し、受益者負担意識の統一、徹底を図るとともにリーダーの育成推進企業に対する社会的評価を早急に行うこと。

その他

44、社会保障制度の抜本的改革
少子高齢化時代を迎え、国においては、公的年金制度の本格的見直しが始まったところであるが、高齢者の増加で年金額が膨らむ一方、減り続ける現役世代への負担は増すばかりである。このような背景の中で、次のような改革を講ずること。

(一)定年延長・年金支給方法及び再雇用制度の導入などの抜本的改革を実施すること。

(二)各業界ごとに組織している健康保険組合が高齢者、介護保険等の負担増により赤字決算の状態になりつつあり、各事業者や個人保険料の値上げによる負担が予想される。また、業界の健康保険組合等においては、破綻の危機に瀕しているところもあり、社会保障制度の抜本的な改革を講じること。

45、研修生受入組合の受入れ人数枠の拡大
現行研修生受入組合の組合員企業の受入れ人数枠の拡大を図ること。

県自動車車体整備協のぼり



県建具工業協 優良建具展示会



県家具(工組)・新作家具見本市



山支部) 岐阜市長賞 谷本建 具店 高山支部)

小売店への直販で需要拡大を

県家具工業(工組)「二〇〇一年新作家具見本市」

岐阜県家具工業組合(野田豪一理事長)は、六月十九日から三日間、羽島市民会館で、二〇〇一年岐阜県家具新作見本市を開催した。

今回の見本市は、例年の中部四県での合同開催ではなく岐阜県単独で開催した。県内のメーカー

「パチンコ」の不正防止にご協力を

県遊技業協「不正情報一〇〇番」設置

岐阜県遊技業協同組合(星山恵一理事長)は、全日本遊技事業協同組合連合会全日遊連)と共同で、健全経営推進と不正防止を目的に、六月十五日から

『不正情報一〇〇番』を設置している。

立ち入り調査に同意している県内の組合員三百四十店舗に、情報提供を呼び掛けるポスターを掲示し、店舗の不正な営業や不法集団による不正な遊技等に関する情報をEメール 県遊技業協「不正情報一〇〇番」ポスター

直需ユーザーの獲得に向けて

県自動車車体整備協(保証書等の交付始める

岐阜県自動車車体整備協同組合(川島徹理事長)は、钣金塗装における直需ユーザー(一般顧客)獲得策として、修理保証書と「車体修理記録簿」の交付に取り組んでいる。昨年十一月以来、組合員が随時交付を始めており、事業場には「のぼり」も立ててPRしている。

組合は、非組合員との差別化を図る手段としてこれらを活用し、信頼のある事業場をアピールしたい。また、ディーラー等を介さず修理することは、組合員だけでなくユーザーにも

メリットがある。修理の際はぜひ「のぼり」のある事業場を利用して欲しい」と話している。

建具の素晴らしさを伝える技

県建具工業協「県優良建具展示会」

岐阜県建具工業協同組合(竹中芳弘理事長)は、五月二十五日から四日間、各務原市産業文化センターで、第32回岐阜県優良建具展示会を開催した。

展示会には、県内の四十四社が障子戸や衝立などレベルの高い凝ったものを多数出展。また、六月八日から三日間、新潟

同組合は各種技術研修のほか見積講習会、フロントマン研修など人材育成にも積極的に、保証書等の交付により組合員の技術や資質向上にもつながれば」と期待している。

市で開催された、全国建具展示会への出品作も選ばれた。上位五点は次のとおり。

- 中部経済産業局長賞 郡上八幡工芸たにぐち(郡上支部)
- 中部森林管理局長賞 正村建具店(岐阜支部)
- 知事賞 小寺木工所(揖斐支部)
- 県議会議長賞 田本春(建具店高

安心パチンコホール宣言

岐阜県遊技業協同組合

e-mail: pach110@shundo.com
tel. 058-268-6181
fax. 058-275-1105

中央会関係団体が通常総会開催 総会に併せて研修会・視察研修も

岐阜県労務管理モデル集団

協会(後藤利夫会長)第28回通常総会(五月十八日・ぎふ長良川ハイツ)〓平成十二年度決算

十三年度予算など三議案を審議・承認。主な事業は人材確保

や雇用環境等に関する研修会の開催や調査研究会員企業の

労務管理水準の向上を図るための支援等を行っていく。

なお、当協会では新規会員を募集しています。加入資格は不問。お問い合わせは中央会・調査労働チーム(〇五八二七七)

〓〓〓まで。

岐阜県建設関連団体部会

(戸島一博部会長)第24回定例会(六月六日・ふれあい会館)

〓平成十二年度事業報告・収支予算、役員改選など五議案について審議・承認。

今年度の主な事業は、官公需確保、公共工事に関する研修会等の開催、情報収集及び提供のほか、関係方面への建議・陳情・

請願を行う。なお、役員改選では全員が再任された。

部会長〓戸島一博(岐阜県)

管設備工業協会(副部会長〓村瀬恒治、大昭和コンクリート製造土木協)ほか五人 監査委員〓堀広美(岐阜県室内装飾事業協)ほか一人

岐阜県中小企業組合士協会

(澤野美得会長)第24回通常総会(六月七日・ホテルパーク)

〓平成十二年度事業報告、平成十三年度事業計画、役員改選など五議案について審議・承認。

なお、役員改選では全員が再任された。

会長〓澤野美得(川崎岐阜協)

副会長〓横山照雄(岐阜県板金工組)、加納幹也(協)

ケイエスジー)

岐阜県食品産業協議会(安江)



建設関連団体部会・定会



食産協・通常総会



情産協・通常総会

政弘会長)第25回通常総会(六月八日・グランヴェール岐山)〓平成十二年度事業報告・収支決算、平成十三年度事業計画・収支予算など四議案を審議・承認。

今年度の重点事業は、食品関連の法令・規制に関する情報収集・提供、先進企業視察研修等を実施するなど人材養成・確保

事業研修会・講習会への支援、市場開拓の促進、各種イベントへの参加となっている。

(社)岐阜県電機工業会(内藤哲男会長)第24回通常総会(六月二十九日・石川県)〓視察先は株ソディック。また、三月三十一日の第23回通常総会では役員改選

情報化投資の現状を報告

情産協・通常総会及び研修会

寛代表取締役を招き、当該事業の結果報告を行った。

(社)岐阜県情報産業協会(辻正会長)〓平成十三年度第1回通常総会(六月十八日・長良川ホテル)〓総会では、平成十二年度決算関係議案を審議し、承認された。

また、総会の後、当協会が県から委託を受けて実施した「情報化投資推進事業」について、

(株)ソフィア総合研究所の安達

選を行い、三役は次のとおり。

会長〓内藤哲男(内藤電機)

副会長〓日比利雄(株工)

又(株)シー、長瀬幸泰(株ナガ)

セイニングレックス)



電機新役員。左から長瀬内藤、日比の各氏

◆『「団体安全衛生生活活動援助事業」ご案内』従業員50人未満の製造業を主たる構成員とする団体に対し、安全衛生生活活動の促進に必要な経費等の一部を助成する事業です。詳しくは、中小企業安全衛生推進センター(TEL〇三三三四五二)六八四二)まで。

海外駐在員レポート

人員の削減か人材の育成か

岐阜県 WV(ウエストヴァージニア)州駐在員 酒井 弘 貴

経費削減

最近、こちらの新聞・テレビでは長引く景気低迷のため、企業が経費削減策に頭を抱えているニュースをよく見かける。たとえば、各種会議へ出張の際の飛行機のクラスをファーストからビジネスにビジネスからエコノミーにと、座席クラスの格下げを行っているのは、日本でもおなじみだが、それにとどまらず、会議のためにコストがかかる高級ホテルなどの利用を避けて、より安い施設を使ったり、インターネットを利用した自社のデジタル会議室を支社ごとに増設し、それを会議毎に利用して出張自体をなくしてしまう企業が相次いでいる。

ネットバブル崩壊

さらに、もっとも多く見られるのが、人員の削減で、統計によると全米の今年前半の解雇数だけで、すでに昨年全体の解雇件数を上回ったという数字がでてきている。中でもとくに著しいのがIT関連企業で、ネットバブルの崩壊から、昨年の5月から今年の5月までにすでに10万人が解雇されたようである。また、解雇まではいかなくても、ある程度年齢を超えた労働者を対象に、様々な特典を付与して早期退職を奨励している企業も多い。この早期退職は、労働者にとっては、解雇や通常の退職に比べ条件がよく、また、企業にとっても最終的には社員の意思を尊重できるので、会社に対する世間のイメージを悪くしないですむため、不景気時には人員削減方法としてこの国では、よく見られるようだ。この方法は、転職を頻繁に行うアメリカ



アメリカでは人材育成に力を注ぐ企業が増えている。

人(平均雇用年数は5年以下と唱える学者もいる)にとってはまさに適した方法なのかもしれない。

不景気こそ人材を大切に

しかし一方では、そのようなベテラン社員の大幅な減少は、一時凌ぎであって、後々、その企業にとってはマイナス的要因が強くなるという見方も強い。経験者がいなくなるということは、これまで、その会社が乗り越えてきた数々の苦難を知る人材がいなくなることであり、その手腕を若手社員に継承していくことができないし、これまで彼らが培ってきた人脈など金銭では代えることができない信頼関係を失うことにもなりかねないからである。そういった中で、不景気な今だからこそ、社員を大切に育成しているという企業も現れている。

未来の人材不足に備え

アメリカでは、今から約20年後には、30歳代半ばから40歳代半ばのいわば、働きざかりの人口が2割ほど減少すると予想されているので、そういった企業はその時に人材不足に陥らないように、優秀な人材を今から育成・確保していくねらいである。つまり、いつでも取り替えることができる新たな技術や道具に投資するよりも、時間をかけてでも自社から優秀な人材を育てていくほうが得策だと考えられ始めているのだ。そのため、社員に対して頻繁に研修を行う企業が増加してきている。内容としては、専門技術を身につけさせたり、さらにその技術に磨きをかける上級の研修プログラムが準備されている。その他、顧客とのコミュニケーションのとり方や高度なコンピュータ操作習得等も定期的に行われている。さらに、こちらでは、e-learningの環境が充実しているので、業務終了後に大学の授業をインターネットで受講させるなど、このような従業員研修にかなりの費用を負担している企業も珍しくない。

日本ではここ数年多くの企業が新規採用の職員を大幅に削減したりもしくは採用しなかったりという傾向がみられるが、若手人口の減少が懸念される今後のことを見据えると不況な今だからこそ、将来活躍できる人材を育成・確保していく必要があるのではないだろうか。



県内中小企業主要業種の景気動向 (5月末調査)

表の見方: 売上-景況感: 好転・増加 変わらず 悪化・減少

調査項目 業種	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
味噌・醤油 豆腐製 肉(国産) 食菓米 酒米 ね					
繊維物染 ニット工 毛織物 合成繊維 靴メンズ 婦人・子					
製銘集 家具(美濃 家具(飛騨 東濃ひの					
家庭紙 紙加工 印刷					

後退する景況

需要減少業種が拡大

5月景況調査

機械関係、木材、プラスチック等の比較的堅調な需要量のあった業種にも需要減少が強まり、販売価格の下降、各業種の業況悪化が一段と厳しくなっている。

中央会が主要業種八十五組合を対象にまとめた五月の特色と、八月までの景況の見通しは次のとおり。
〔五月の特色〕組合から見た県内中小企業の特徴は、景況後退局面に入る。需要減少業種が拡大。低価格輸入品の影響が拡大となっている。
五月のD.I値はマイナス36ポイントで、前月のマイナス38ポイントに対し2ポイントの改善であるが、二カ月連続でマイナス30ポイント後半レベルが続く、景況は再び下降局面に入った動向となっている。

需要の減少、輸入品の増加、低価格、競争激化など、厳しい環境条件の緩和材料が全く見られず企業経営は益々厳しくなると推測される。
〔八月までの見通し〕八月までの景気動向予想はD.I値マイナス48ポイントで、当月実績に対し10ポイントの悪化。季節変動に加え、長引く不況による消費者の買い控え、低価格指向等により季節要因への期待は薄い。季節要因の影響が少なく、木材・木製品、機械・金属、建設業もさらに厳しく、総合的に景況は一段と後退すると予想される。

調査項目 業種	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
プラスチック					
陶磁器(工業)					
陶磁器(輸出)					
夕染業原料					
耐火レンガ					
石生コ					
砂利生産					
砕石生産					
鑄物					
刃物等金属製品(輸出)					
刃物等金属製品(内需)					
メッキ					
機械金属型					
機械工具・工作機械					
電気機械器具					
輸送機器					
各種物産品(観光)					
各種物産品(ギフト)					
陶磁器			-		
総合卸売業					
青水産物					
家電機器販売		-	-		
メガネ販売					
中古自動車販売					

調査項目 業種	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
石油製品販売					
石共					
岐阜市商店街					
大垣市商店街			-		
多治見市商店街					
恵那市商店街					
高山市商店街			-		
車体整備					
夕イヤ整備			-		
長良川畔旅館					
下呂温泉旅館					
高山旅館					
クリニオン			-		
広告美術					
情報サービス					
映像制作					
飲食業					
土木(岐阜)					
土木(飛騨)		-			
木造建築					
鋼構造					
電気工事		-	-	-	-
管設備工事					
建築板金					
産直住宅(付知地区)					
貨物運送(岐阜地区)					
貨物運送(県域)					

東濃 支所だより



TEL/FAX 〇五七二・一五・〇八六五
E mail: chuokan@quartz.on.ne.jp
多治市東町一・九・三(美濃焼センター)
三利勝支所長 後藤 諭・渡辺瑞枝

事務局の苦悩と期待像

組合事務局の方々には、昨今の経済状況の悪化のしわ寄せとして大変なご苦勞をされていることと思います。

東濃地域の陶磁器並びに陶磁器関連産業は、どの組合にあっても、組合員数が減少し、安定収入である賦課金の減少と、出資金の払い戻しの資金調達に苦慮されています。

また、組合内では、組合に入っているメリットがないなどの意見も聞かれ、厳しい中で日常業務を行われていることと思います。

そうした中で組合事務局として何が出来るか、何が必要かを考えるべきかを日々考えたいと思います。

縁があつて、今の職場に勤めているのですから、自分にとって、大事な組合であり、大事な産業であることを再度認識し、組合員にとって何が非常に必要か、必

要であると思います。
「組合執行部が考えること」
かも知れませんが、役員は、そ

飛驒 支所だより



TEL/FAX 〇七四〇・三四・四〇〇〇
E mail: chuokan@quartz.on.ne.jp
高山市天満町五・一・二(高山米穀駅ビル内)
松野信一 支所長 武田亨・平田達彦

高山を走る広告塔

— 高山市 —

この夏、高山市に県の『飛驒・世界生活文化センター』がオープンするが、県は市の中心部と同センターを結んで特注のシャトルバスを走らせる計画で、センターの『動く広告塔』となるようにユニークなデザインのバスを発注した。運行は、高山市内の濃飛バスに委託し、七月下旬に発車する予定である。

同センターは、イベント・コンベンション機能を中核とした複合文化施設で、広さ一千九百六十㎡、収容人員二千人で、

の役員を動(提案)かすのが事務局であると思います。
付け加えますと、我が中央会も「特殊法人」として整理、統合の対象とされており、存在意義をどう表現していくか、どう評価されていくかが大きな課題となっており、同じような境遇にあることを自覚しています。

乗車定員三十五人、車椅子二台収容可能という条件で県が発注し、七月中旬に引き渡される予定である。バスの運行は、センター手前の『まつりの森』までの路線を延長し、JR高山駅前〜上三之町の古い街並み〜センターを一日五往復させる。

「名古屋南部地域の道路交通環境対策の推進」にご協力を

しかし、シャトルバスを投入しても駐車場不足の解消は難しく、ウィークエンドには飛驒総合庁舎を開放してセンター行きのシャトルバスを利用してもらう予定である。
いずれにしても、高山は、話題を提供する街である。

会議や演劇、演奏会等に利用できる。飛驒の芸術や生活文化の常設展示室を備えたミュージアム「温故知新」等があり、七月二十六日にオープンする。
シャトルバス導入の経緯は、同センターには乗用車百五十台分の駐車場しかなく、センターまでの交通アクセスが課題となり、そこで、シャトルバスを投入することとなったわけである。
このシャトルバスは、遊びと素朴さ、をデザインテーマとし、

このたび、中部経済産業局より「名古屋南部地域の道路交通環境対策の推進」について、国道二十三号等の交通量低減のため、荷主事業者、貨物自動車運送事業者及び自ら保有する自動車により運送を行う事業者(以下「関係事業者」という)の皆様方への迂回交通要請がありました。次の事項に関して自主的かつ積極的なご協力を頂きますようお願い申し上げます。
国道二十三号等、沿道に多くの住宅を抱える道路を通行されている場合は、

2、貨物輸送をより一層効率化するため
関係事業者におかれましては、最大積載量による輸送、交錯輸送の合理化を図るための共同配送の推進及び空車の削減を図るための帰り荷の確保等、積載効率の向上に努めていただくようお願い致します。
また、荷主事業者におかれましては、発注の計画化及び発注量の平準化に努めていただくようお願い致します。貨物自動車運送事業者におかれましては、輸送距離、使用車両等の削減の促進、輸送需要の的確な把握に基づく積合せ輸送の促進、定時・定ルート配送の確立に努めていただくようお願い致します。



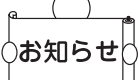
管理調整チーム
組織指導チーム
広報振興チーム
情報企画チーム
調査労働チーム
東濃支所、飛騨支所

お願い

中央会会費納入のお願い

中央会では、先月の第46回通常総会で会員の皆様方に「承認いただきました」平成十三年度会費について、岐団中第四三五号・七月四日付け文書にて会費のご請求をさせていただきました。会員各位におかれましては、厳しい経済環境の折、誠に恐縮

に存じますが、九月末日までに納入いただきますようお願い申し上げます。
なお、勝手ながら振込依頼書の振込金受取書をもって領収に代えさせていただきますが、特に領収書を必要とされます場合は、本会の領収書を発行致します。



融資利率を引下げ

県中小企業資金融資制度

岐阜県は、長引く景気低迷の中、県地域経済特別対策の一環として、中小企業の皆さんの経営の安定及び活性化を支援するため、融資利率を一律〇・一%引下げました。(一部資金を除く。)

三位の低利率となっております。

【改定日】平成十三年六月二十五日(月)

【貸付対象】中小企業者等の事業目的達成のために必要な設備資金及び運転資金

【お問い合わせ先】県庁経営支援課 TEL:〇五八(二七二)一一一(内線三〇七六、三〇七七)

【融資申込先】県内金融機関
農林商工事務所産業労働課

【使用者の皆さんへ】使用者は、労働基準法により労働者の労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準の尊重を。

【労働者の労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準の尊重を。



職場でのセクハラ防止 「労働問題研修会」開催

中央会では、職場におけるセクシャルハラスメント防止のために、テーマに労働問題研修会を開催します。この研修会は、セクシャルハラスメントに関する法律上の判断基準や解釈、雇用管理上配慮すべき事項等、基礎的知識や防止対策を効果的に講ずることを目的としています。



退職金で豊かな生活

中小企業退職金共済制度

退職金の準備は万全ですか？
中退共制度は中小企業で働く従業員のための退職金制度です。掛金の一部を国が助成します。(平成十三年四月から掛金助成制度が改定されました。)

福利厚生施設設置等のための融資制度もあります。
安全・確実・有利な中退共制度をぜひご利用下さい。

【日時】八月二十九日(水) 十時～十六時
【場所】サンピア岐阜 二階伊吹

【掛金は税法上、全額非課税
加入前の過去勤務期間や
転職した場合に通算ができます。

お問い合わせは勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(〇三三四三六〇一五)・中央会・調査労働チーム(〇五八(二七七)一一〇三)まで

六月

5日 第9回全国商店街おのみさん交流サミットin岐阜 (長良川国際会議場)

6日 第24回岐阜県建設関連業団体部会定会(ふれあい会館)

7日 平成13年度第1回エンタープライズ岐阜研修会(ふれあい会館)

岐阜県中小企業組合士協会



第24回通常総会 ホテルパーク
8日 岐阜県食品産業協議会
第25回通常総会 グラン

ウェール岐山)
13日 エンタープライズ岐阜連
絡会議(ふれあい会館)

29日 (社)岐阜県電機工業会
24回通常総会及び視察研修
(福井県・石川県)

22日 平成13年度中部経済産業局官公需適格組合審査諮問委員会(中部経済産業局)
26日 正副委員長合同専門委員会(ふれあい会館)

調整チーム(〇五八(二七七)一一〇三)まで。
事務所 雇用管理アドバイザー 北川恵美 氏

【対象者】組合役員、事業主及び人事労務担当者
【お申込み等】中央会・調査労働チーム TEL:〇五八(二七七)一一〇三

【使用者の皆さんへ】使用者は、労働基準法により労働者の労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準の尊重を。 岐阜労働局

研修会・フォーラム等開催のご案内

科学技術

第9回東京大学先端科学技術

研究センターフォーラム東濃

主催・東濃研究学園都市推進連絡協議会

このフォーラムは、県内企業、県試験研究機関等の先端科学技術に関する研究基盤を醸成し、研究開発能力の向上と研究者の交流を図ることを目的としており、今年には「先端情報技術とビジネス」をテーマに開催いたします。

【日時】平成十三年八月三十日(木) 十三時十分～十八時

【場所】多治見市文化会館(多治見市十九田町二丁目八番地)

【内容】《第一部》基調講演…

「IT革命と経済再生・生活産業創出のすすめ」東大先端科学技術研究センター客員教授(労働経済) 島田晴雄氏

《第二部》パネルディスカッション: ITを活用した21世紀型産業(「コーディネーター」

東大先端科学技術研究センター教授(生体機能工学) 軽部征夫氏(「バネラー」東大先端科学技術研究センター客員教授

課内

o fsrc.gifu.gif.jp

TEL: 〇五八(二七二) 一一一(内線二二三四) FAX: 〇五八(二七二) 二五七四 E: メールアドレス info@ton

「IT研修会」(パソコン研修)

主催・(財)ソフトウェアジャパン

【I】(財)ソフトウェアジャパンでは、IT研修会(パソコン研修: 八月)を開催します。

『Visual Basic基礎』【日時】八月二十日(月)～二十一日(火) 各日とも、午前十時～午後四時四十五分【学習目標】Visual Basicを使用したWindows上で動作するプログラム作成の基本と手法【前提知識】Windowsの基本操作ができる方

【場所】ドリーム・コア四階「マルチメディア実習室2」(定員十二人、最少催行人数六人)【受講料】三万一千円【締切】八月一日(水)

『Excel2000活用』【日時】八月二十二日(水)～二十四日(金) 各日とも、午前十時～午後四時四十五分【学習目標】mでのマクロの使い方及びVBAの記述方法【前提知識】m Excel2000基礎受講者又は同程度

【申し込み】はがき、FAX、Eメールにて、所属団体、住所、氏名、性別、年齢、電話番号及び交流会参加希望の有無を(記入の上、次のところへお申し込みください)。

〔東濃研究学園都市推進連絡協議会〕〒五〇〇・八五七〇 岐阜市藪田南二・一・一 岐阜県地域県民部地域計画政策

【申込期限】八月十六日(木) (申込多数の場合は、抽選を行い、漏れた方のみに通知させていただきます。)

【申込先】財21世紀職業財団岐阜事務所(TEL: 〇五八(二六六)五〇三三、FAX: 〇五八(二六六)五〇三一)

労務

「パートタイム雇用管理改善セミナー」

主催・岐阜労働局(財)21世紀職業財団岐阜事務局

このセミナーは、短時間労働者を雇用している又は雇用する予定の事業主に対し、労働関係法令・地域の雇用状況等の情報提供を行うことで、雇用管理への認識を高め、課題を改善し、短時間労働者の福祉の向上を促すことを目的に開催します。

【日時】八月二十四日(金) 三時三十分から五時三十分

【場所】サンホール商工(中津川市かやの木町1-20) TEL

【申込先】財21世紀職業財団岐阜事務所(TEL: 〇五八(二六六)五〇三三、FAX: 〇五八(二六六)五〇三一)

(火) 各日とも、午前十時～午後四時四十五分【学習目標】Accessの基本操作からテーブルの作成、フォームの作成と編集レポートでの集計【前提知識】Windowsの基本操作ができる方【場所】ドリーム・コア四階「マルチメディア実習室2」(定員二十四人、最少催行人数十二人)【受講料】一万六千円【締切】八月八日(水)

詳しくは、(財)ソフトウェアジャパン・企画研修部 研修担当 TEL: 〇五八(四七七) 一一三)まで。

L: 〇五七三(六五) 二二五四

【対象】事業主、人事労務担当者

【講演】「パートタイムの有効活用」ミサオ・コーポレーション代表 植田叔子先生

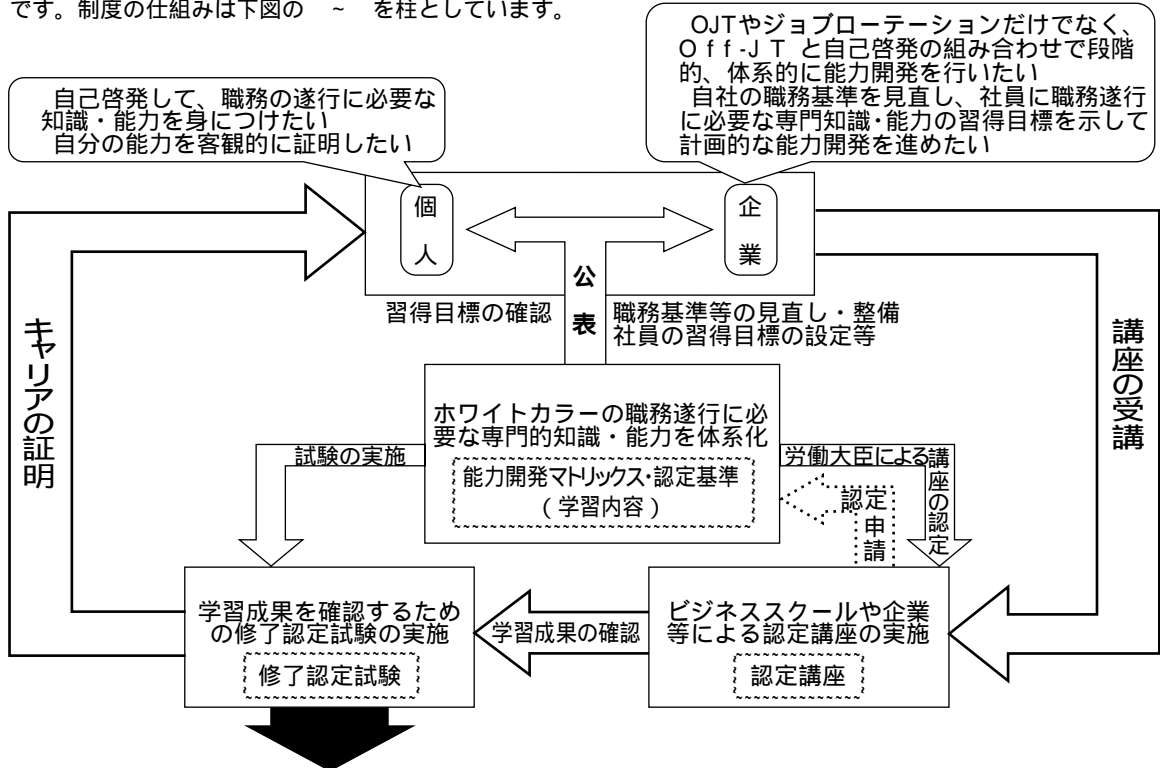
【受講料】無料

【申込先】財21世紀職業財団岐阜事務所(TEL: 〇五八(二六六)五〇三三、FAX: 〇五八(二六六)五〇三一)

ホワイトカラー層のキャリア・アップを支援する教育訓練システム

ビジネス・キャリア制度

ビジネス・キャリア制度は、ホワイトカラー層を中心とする労働者が担当職務を適切に遂行するために必要となる専門的知識・能力を体系的・段階的に習得することを目的として、平成5年度に労働省が創設した学習システムです。制度の仕組みは下図の ~ を柱としています。



平成13年度 ビジネス・キャリア制度修了認定試験

修了認定試験は習得した知識・能力を客観的に判断・評価することができます。一定の基準に到達された方には、中央職業能力開発協会会長が「ビジネス・キャリア制度修了認定書」を発行します。

前期試験日:平成13年10月13日(土)・14日(日) 受験申請受付:平成13年8月20日(月)~31日(金)
 後期試験日:平成14年 3月 9日(土)・10日(日) 受験申請受付:平成14年1月15日(火)~25日(金)

試験実施分野(163ユニット)

人事・労務・能力開発分野 経理・財務分野 営業・マーケティング分野
 生産管理分野 法務・総務分野 広報・広告分野 物流管理分野
 情報・事務管理分野 経営企画分野 国際業務分野

- 受験資格** 修了認定試験は、次のいずれかに該当する方が受験できます。
 (1) 認定教育訓練受講修了者
 受験希望のユニットに対応するビジネス・キャリア制度に基づく労働大臣認定教育訓練の受講を修了した方
 (2) 実務経験者
 受験希望のユニットに関連のある実務経験(初級ユニットは3年以上、中級ユニットは5年以上)を有する方
- 試験方法** 修了認定試験は、ユニットごとに定められている教育内容等の基準に関し、ユニットごとに筆記試験(多肢選択、マークシート方式)で行います。試験時間及び試験問題数は各ユニットによって異なりますが、25問90分又は40問120分が標準です。
- 手数料** 1ユニット当たり2,000円(消費税込み)
- 受験申請** 申請書に添付の振込用紙を用いて、受験希望のユニット数に相当する手数料を郵便局から振込後、受験申請書を受付期間内に当協会に持参または郵送により提出して下さい。受験申請書類は当協会にて配布いたします。
- 試験会場** (財)岐阜勤労総合福祉センター ぎふ長良川ハイツ 岐阜市長良山先692番地の3

資料請求・お問い合わせ先 / **岐阜県職業能力開発協会**
 〒502-0841 岐阜市学園町2丁目33番地 TEL058-233-4777 FAX058-233-3449